

一般社団法人	任意団体	備考
<p>日本デザイン学会幹事に関する細則</p> <p>平成 28 年●月●日制定</p> <p>第 1 条 日本デザイン学会の本部事務局，各支部，各委員会には，それぞれ，本部事務局長，各支部長，各委員長を補佐することを主務とする幹事若干名をおくことができる。</p> <p>第 2 条 幹事は，会務の必要に応じて，正会員の中から，理事会の承認を得て，会長と，幹事が所属する部門（本部事務局，各支部，各委員会）の長が委嘱する。</p> <p>第 3 条 幹事は，所属する部門の長を補佐し，必要な会務を処理する。</p> <p>第 4 条 幹事は，必要と認められる場合，理事の要請に応じて，理事会に出席することができる。その際，幹事に議決権は認められない。</p>	<p>日本デザイン学会幹事に関する細則</p> <p>平成 17 年 6 月 24 日制定</p> <p>第 1 条 日本デザイン学会の本部事務局，各支部，各委員会には，それぞれ，本部事務局長，各支部長，各委員長を補佐することを主務とする幹事若干名をおくことができる。</p> <p>第 2 条 幹事は，会務の必要に応じて，正会員の中から，理事会の承認を得て，会長と，幹事が所属する部門（本部事務局，各支部，各委員会）の長が委嘱する。</p> <p>第 3 条 幹事は，所属する部門の長を補佐し，必要な会務を処理する。</p> <p>第 4 条 幹事は，必要と認められる場合，理事の要請に応じて，理事会に出席することができる。<u>その際，原則として，幹事に議決権は認められない。ただし，委任状を有し，各部門の長の代理として出席する場合は，議決権を与える。</u></p>	<p>一般社団法人設立後の理事会において制定</p> <p>一般社団法人は、理事会の代理出席は認められておらず、また、どのような場合も議決権を行使することは認められません。</p>

一般社団法人	任意団体	備考
<p>第5条 幹事の任期は、原則2年とするが、当該担当理事が必要と認めた場合、2期まで延長できる。</p> <p>第6条 幹事が欠けたときは、第2条に則って補充することができる。</p> <p>附則 第1条 本細則は、理事会の決議により変更することが出来る。 第2条 本細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>第5条 幹事の任期は、原則2年とするが、当該担当理事が必要と認めた場合、2期まで延長できる。</p> <p>第6条 幹事が欠けたときは、第2条に則って補充することができる。</p> <p>附則 第1条 本細則は、理事会の決議により変更することが出来る。 第2条 本細則は、平成 17 年 6 月 24 日から施行する。</p>	